

7 盛 建 住 号 外
令和 8 年 3 月 13 日

見積参加希望者 各位
(盛岡市内に本社を有する「文具・事務機器類—OA 機器」の有資格者)

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

件 名 長期継続契約盛岡市市営住宅管理システム用機器賃貸借契約
品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり。
履行場所 建築住宅課

2 契約期間 (自) 令和 8 年 4 月 1 日 (至) 令和 13 年 3 月 31 日

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約

3 契約条項を示す場所 盛岡市建設部建築住宅課

4 見積書提出の場所及び日時 令和 8 年 3 月 23 日 10 時 30 分 盛岡市勤労福祉会館 401・402 会議室 執行即時開封

5 郵便又は電話による見積 認めない

6 契約書作成の要否 要 賃貸借契約書による。

7 その他

(1) 見積回数

2 回限りとする。

(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし、契約期間に基づき契約期間に係る年額で作成すること。決定も契約期間に係る年額とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効 心得第 9 に該当する見積は無効とする。

(4) 本件は、令和 8 年度を初年度とする長期継続契約につき今回は見積徴取までとし、契約締結は 4 月 1 日以降とする。ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

(5) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

- (6) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。
- (7) この見積に関する問い合わせ先 一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年3月17日(火) 17時までに電子メール又は文書(ファックス可)により建築住宅課あて提出すること。回答は、見積対象業者(ただし、既に辞退届を提出した者を除く。)にファックスで令和8年3月19日(木) 12時までに回答する。

電子メールアドレス kenchikujyutaku@city.morioka.iwate.jp

盛岡市建設部建築住宅課 Tel 019-626-7533、Fax 019-626-7554